

## 基本協約の締結拒否は不当労働行為だ！ 「協約締結拒否中労委」で証人尋問開催！

9月14日、中央労働委員会において「協約締結拒否中労委」の証人尋問が35名の組合員を結集し行われました。この事件は、会社が『基本協約』の締結を拒否していることは不当労働行為にあたるとして労働委員会に救済を求めていた事件です。一審の東京都労働委員会は会社の不当労働行為を認める救済命令を発しましたが、会社がこれを不服として中労委に再審査申し立てしていました。

証人尋問は、当時の業務部長である斉藤厚志、木下和樹の両名が組合側から証人に立ち、会社が基本協約締結の条件としていた「運輸系統社員の運用変更」「新人事・賃金制度」の妥結を通告したにも関わらず、基本協約の締結を拒否していることは、労働組合の弱体化を狙った不当労働行為であると、正々堂々と証言しました。

一方、会社側証人である桑原明洋人事部勤労課長（当時）に対し、組合側からの反対尋問で「主任レポートは新人事・賃金制度の根幹」としながらも、一切協議していないことや、「根幹」とした時期の曖昧さ、さらに組合から「基本協約の締結＝新人事・賃金制度の妥結」を通告されていながらも「聞いていない」とうそぶく姿勢を、淵上委員長が鋭く尋問しました。

審問終了後の調査で、これまで最高裁で6回も不当労働行為が認められたにもかかわらず「不当労働行為は一切無い」とする会社の姿勢を糾すため、中央労働委員会へ命令を求め結審となりました。

斉藤・木下証人が正々堂々と証言！



聞い抜いた証人と参加者の皆さん

